

改正

昭和三七年一二月二七日条例第四六号
昭和三九年三月二四日条例第二二号
昭和四一年三月二二日条例第三号
昭和四二年七月二〇日条例第三二号
昭和四三年八月一二日条例第二九号
昭和四五年三月二八日条例第一八号
昭和四六年三月二〇日条例第一八号
昭和四七年三月三一日条例第一四号
昭和四八年三月三〇日条例第一九号
昭和四九年三月二九日条例第二〇号
昭和四九年一二月二六日条例第四六号
昭和五〇年三月二五日条例第一六号
昭和五二年三月三〇日条例第一四号
昭和五四年三月二二日条例第一三号
昭和五四年一〇月九日条例第三〇号
昭和五七年一二月二五日条例第二七号
昭和六三年三月二九日条例第一三号
平成三年七月一六日条例第二一号
平成七年七月五日条例第三三号
平成九年三月二五日条例第五号
平成九年一〇月八日条例第一九号
平成一二年三月二四日条例第二号
平成一二年一二月二七日条例第六八号
平成一七年一〇月六日条例第六二号
平成一九年一二月一八日条例第五二号
平成二四年三月二七日条例第三六号
平成二四年七月一〇日条例第五四号

平成二四年一〇月二日条例第七〇号

平成二六年三月二〇日条例第九号

平成二八年三月二九日条例第三五号

平成二八年一二月二〇日条例第六〇号

平成二九年一〇月一八日条例第四〇号

平成二九年一二月一九日条例第四六号

平成三〇年 三月二二日条例第三三号

平成三一年 三月二七日条例第五号

令和 元年一二月二四日条例第二八号

令和 五年一〇月一一日条例第二八号

岐阜県県営住宅管理条例をここに公布する。

岐阜県県営住宅条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第一章の二 公営住宅等の整備（第三条の二—第三条の六）

第二章 公営住宅の管理（第四条—第三十条）

第三章 特定公共賃貸住宅の管理（第三十一条—第三十六条）

第三章の二 特別賃貸住宅の管理（第三十六条の二—第三十六条の四）

第四章 社会福祉法人等による公営住宅の使用（第三十七条—第四十一条）

第五章 駐車場の管理（第四十二条—第四十五条）

第六章 補則（第四十六条—第五十一条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、県営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公営住宅 県が設置する公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）

第二条第二号に規定する公営住宅をいう。

二 特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項の規定により、県が建設及び管理を行う住宅をいう。

三 特別賃貸住宅 特に居住の安定を図る必要がある世帯の用に供するため、県が設置する賃貸住宅をいう（前二号に掲げるものを除く。）。

四 県営住宅 公営住宅、特定公共賃貸住宅及び特別賃貸住宅をいう。

五 共同施設 児童遊園、集会所その他県営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設をいう。

六 収入 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。）第一条第三号に規定する収入をいう。

（設置）

第三条 県営住宅を次の表のとおり設置する。

名称	位置
白木町住宅	岐阜市
近の島住宅	
加野住宅	
田神住宅	
夕陽ヶ丘住宅	
藤江住宅	大垣市
荒崎住宅	
ソピア・フラッツ	
赤保木住宅	高山市
旭ヶ丘住宅	多治見市
泉北住宅	土岐市
尾崎住宅	各務原市
宮代住宅	不破郡垂井町
北方住宅	本巣郡北方町

2 県営住宅に共同施設を設置する。

3 公営住宅、特定公共賃貸住宅及び特別賃貸住宅の区分は、知事が別に定める。

第一章の二 公営住宅等の整備

(整備基準)

第三条の二 法第五条第一項及び第二項に規定する条例で定める公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の整備基準は、この章に定めるところによる。

(整備の基本方針)

第三条の三 公営住宅等は、世帯構成に応じた多様な規模の住戸を組み合わせるとともに、災害発生時の避難場所その他周辺の住民が利用可能な施設とするなど、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

- 2 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。
- 3 公営住宅等は、耐震性、耐久性等を備え、長期にわたり良質な状態で使用できる住宅となるように整備しなければならない。
- 4 公営住宅等は、環境に配慮し、自然と共生するものとなるように整備しなければならない。
- 5 公営住宅等の建設に当たっては、当該公営住宅等の構造及び地域の実情に応じて県産材の有効活用を図るとともに、設計の標準化、合理的な工法の採用及び規格化された資材の使用に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(敷地の基準)

第三条の四 公営住宅等の敷地の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(公営住宅の基準)

第三条の五 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

- 2 公営住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、二十五平方メートル以上とする。
- 3 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。
- 4 公営住宅には、次に掲げる措置が講じられていなければならない。
 - 一 防火、避難及び防犯のための適切な措置
 - 二 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切

に図るための措置

三 床及び外壁の開口部の遮音性能の確保を適切に図るための措置

四 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分の劣化の軽減を適切に図るための措置

五 構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく給水、排水及びガスの設備に係る配管の点検及び補修を行うことができるための措置

六 各住戸の居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置

七 住戸内の各部における移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この章において同じ。）が日常生活を支障なく営むことができるための措置

八 通行の用に供する共用部分における高齢者、障害者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置

5 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

6 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

（共同施設の基準）

第三条の六 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

2 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

3 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

4 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

5 通路における階段は、高齢者、障害者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第二章 公営住宅の管理

(入居者の資格)

第四条 公営住宅に入居しようとする者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては、第一号、第二号、第四号及び第五号）の条件を具備する者でなければならない。

一 その者の入居の際の収入が、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ その者が次のいずれかに該当する場合 二十五万九千円

(1) 六十歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である者

(2) その者又は同居者のいずれかが障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(3) 同居者に中学校を卒業するまでの者がある者

(4) 同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と婚姻の届出をした日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあつては、同居を始めた日）から入居の申込みの日までの期間が二年以内である者

(5) 同居者である婚姻の予約者と婚姻の届出をしようとする日が、入居の申込みの日から第十二条第一項の入居日以後三月を経過する日までの間である者

(6) 同居者に十八歳未満の者が三人以上ある者

(7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、規則で定める者

ロ イに掲げる場合以外の場合 十五万八千円

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

三 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合には、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。

四 県税（県外に住所を有する者にあつては、当該住所地の都道府県税。第三十一条及び第三十六条の二において同じ。）を滞納していないこと。

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(入居の申込等)

第五条 公営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、知事に入居の申込みをしなければならない。

2 前項の入居しようとする者を公募するときは、知事は、公営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、入居者の選考方法、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

3 前項の公募に応じて行う入居の申込みは、募集の都度一世帯一戸限りとする。

(入居者の決定)

第六条 知事は、新たに建設された公営住宅に入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合は、公開の抽選によつて、入居予定者及びその二割以内の入居補欠者を抽出する。この場合において、入居補欠者については、入居順位を定めるものとする。

2 知事は、前項に規定する入居予定者について住宅に困窮する実情等の調査（以下「実情調査」という。）を行い、入居者を決定する。この場合において、入居決定者の数が入居させるべき公営住宅の戸数に満たないときは、入居補欠者について実情調査を行い、入居順位に従い入居者を決定する。

第七条 知事は、明け渡された公営住宅の補充入居を行うため、必要な時期に補充入居者を公募し、公開の抽選により入居順位を定めておかななければならない。

2 知事は、公営住宅の明渡しがあつたときは、前項に規定する補充入居者について実情調査を行い、入居順位に従い入居者を決定する。

3 第一項に規定する補充入居者の入居順位は、次期以後の公募による補充入居者の入居順位に優先する。

第八条 知事は、次の各号の一に該当する者で、速やかに公営住宅に入居させることが必要であると認めるものについては、前二条の規定にかかわらず、知事が指定した住宅に優先的に入居させることができる。

- 一 法第二十二条第一項に規定する事由に係る者
- 二 二十歳未満の子を扶養している寡婦
- 三 六十歳以上の者で規則で定める要件を備えているもの
- 四 十八歳未満の子を三人以上扶養している者
- 五 障害者で規則で定める要件を備えているもの
- 六 戦傷病者で規則で定める要件を備えているもの
- 七 その他知事が特に必要と認める者

(入居者の決定通知)

第九条 知事は、入居者を決定したときは、すみやかにその旨を申込者に通知しなければならない。

(入居の手続)

第十条 前条の規定により通知を受けた入居者は、通知を受けた日から十日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

一 請書を提出すること。

二 第十六条に規定する敷金を納入すること。

2 知事は、入居者がやむを得ない事情により前項に規定する期間内に入居の手続をすることができないと認めるときは、当該期間を延長することができる。

(入居者の決定の取消し)

第十一条 知事は、入居者が前条第一項に規定する期間内（同条第二項の規定により延長された場合を含む。）に同条第一項に規定する手続をしないときは、当該入居者の決定を取り消すことができる。

(入居日の通知等)

第十二条 知事は、入居者が第十条に規定する手続を完了したときは、速やかに公営住宅の入居日を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた入居者は、入居日から十五日以内に当該公営住宅に入居しなければならない。

3 知事は、入居者が正当な理由により前項に定める期間内に入居することができないと認めるときは、当該期間を延長することができる。

(家賃の決定)

第十三条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第十八条第四項の規定により認定した収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第二条に規定する方法により知事が算出した額とする。ただし、入居者（第十八条第三項の規定により収入を把握した者を除く。以下この項において同じ。）からの収入の申告がない場合において、法第三十四条の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第三条に規定する方法により知事が算出した額とする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第十四条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、家賃を減免し、又はその徴収を猶予すること

ができる。

- 一 入居者の収入が著しく低額であるとき。
- 二 入居者が疾病にかかったとき。
- 三 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- 四 その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納入)

第十五条 入居者は、第十二条に規定する入居日から公営住宅を明け渡した日（明渡しの請求のあったときは、明渡しの請求のあった日（第二十六条第一項又は法第三十八条第一項の規定による請求にあつては、明渡しの期限の日又は明け渡した日のいずれか早い日））までの家賃を納入しなければならない。

2 入居者は、毎月末（月の途中で公営住宅を明け渡したときは、明け渡した日）までにその月分の家賃（月の途中で公営住宅に入居し、又は公営住宅を明け渡したときは、日割計算によつて算出した額）を納入しなければならない。

(敷金)

第十六条 入居者は、三月分の入居時の家賃に相当する金額を敷金として納入しなければならない。

2 前項の敷金は、入居者が公営住宅を明け渡したときに返還するものとする。ただし、家賃の滞納又は支払うべき損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除して返還するものとする。

3 敷金には利子をつけない。

4 第一項の敷金については、第十四条の規定を準用する。

(敷金の運用)

第十七条 敷金は、確実な金融機関への預金又は国債証券、地方債証券その他の確実な債券の応募又は買入れにあてる等安全確実な方法で運用しなければならない。

(収入の申告等)

第十八条 入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。ただし、入居者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者その他の法第十六条第四項の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第三項において同じ。）が収入の申告をすることが困難な事情があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）第七

条に規定する方法によるものとする。

3 知事は、第一項ただし書に規定する場合又は入居者が法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合においては、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の法第十六条第四項の国土交通省令で定める方法により当該入居者の収入を把握するものとする。

4 知事は、第一項の規定による収入の申告又は前項の規定による収入の把握に基づき、収入の額を認定するものとする。

(入居者の費用負担義務)

第十九条 入居者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

- 一 電気、ガス、水道及び下水道の使用料（共用部分の使用料を含む。）
- 二 汚物及びごみの処理に要する費用
- 三 共同施設の管理に要する費用
- 四 井戸、水洗便所（浄化そうを含む。）、排水管等の維持に要する費用
- 五 天災その他やむを得ない理由による場合を除き、破損又は汚損した建具、ガラス、畳表、給水栓、点滅器等の取替え又は修繕に要する費用
- 六 その他公営住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用

(入居者の届出等)

第二十条 入居者は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 同居者が死亡し、又は退去したとき。
 - 二 公営住宅を三十日以上使用しないとき。
- 2 前項第二号の公営住宅を使用しない期間が引き続き六十日を超えるときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(同居の承認)

第二十一条 入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

(入居の承継)

第二十二条 入居者の死亡、失踪その他の理由により同居の親族が入居を承継しようとするときは、その理由の生じた日から一月以内にその旨を知事に届け出てその承認を受けなければならない。

2 知事は、入居の承継を承認したときは、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から七日以内に第十条第一項第一号の請書を提出しなければならない。

4 第十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(模様替え等の承認)

第二十三条 公営住宅の模様替え又は増築の承認は、原状回復が容易であるときに限り与えることができるものとし、入居者が当該住宅を明け渡す際にその負担において原状回復を行う旨の条件を付するものとする。

(収入超過者等の認定)

第二十四条 知事は、毎年度、第十八条第四項の規定により認定した入居者の収入の額が第四条第一号イ又はロに規定する金額を超え、かつ、当該入居者が当該公営住宅に引き続き三年以上（法第三十一条の規定により通算される期間を含む。）入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定するものとする。

2 知事は、第十八条第四項の規定により認定した入居者の収入の額が最近二年間引き続き令第九条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き五年以上（法第三十一条の規定により通算される期間を含む。）入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定するものとする。

(収入超過者の家賃)

第二十五条 収入超過者が支払うべき毎月の家賃は、第十三条第一項の規定にかかわらず、当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項（第十八条第四項の規定により同条第三項の規定による収入の把握に基づき収入の額を認定した場合にあつては、令第八条第三項において読み替えて準用する同条第二項）に規定する方法により知事が算出した額とする。

(高額所得者に対する明渡請求)

第二十六条 知事は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求できるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた高額所得者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、第一項の規定による請求を受けた高額所得者が、次の各号の一に該当する場合には、その者の申出により、同項の明渡しの期限を延長することができる。

一 入居者が疾病にかかったとき。

二 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

三 入居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

四 その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者の家賃等)

第二十七条 高額所得者が支払うべき毎月の家賃は、第十三条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前条第一項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、知事は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 前項の金銭については、第十四条の規定を準用する。

(家賃の特例)

第二十八条 知事は、法第四十三条第一項の規定により入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第四十四条第四項の規定により入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十三条第一項、第二十五条又は前条第一項の規定にかかわらず、令第十二条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡請求)

第二十九条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、公営住宅の明渡しを請求することができる。

一 不正の行為によつて入居したとき。

二 家賃を三月以上滞納したとき。

三 故意又は過失により公営住宅又は共同施設を毀損したとき。

四 入居決定を受けた公営住宅を転貸し、その入居の権利を譲渡し、その用途を変更し、又は知事の承認を得ずに他の用途に併用したとき。

五 第二十条又は第二十一条の規定に違反したとき。

六 第二十三条の承認を得ずに公営住宅の模様替え又は増築を行つたとき。

七 正当な事由によらないで三十日以上公営住宅を使用しないとき。

八 公営住宅又はその共同施設の使用に関し、入居者の共同の利益に著しく反する行為をし、その是正のための知事の指示に従わなかつたとき。

九 他に住宅を取得し、生活の本拠を移したとき。

十 その者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

十一 法第三十五条の公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると知事が認めるとき。

2 前項の規定による請求を受けた入居者は、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 知事は、第一項各号（第一号及び第十一号を除く。）の規定に該当することにより同項の規定による請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

（みなし特定公共賃貸住宅）

第三十条 法第四十五条第二項の規定により、公営住宅を同条に規定する者に使用させる場合においては、当該公営住宅を特定公共賃貸住宅とみなし、次章の規定を適用する。

第三章 特定公共賃貸住宅の管理

（入居者の資格）

第三十一条 特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。以下「特定優良賃貸住宅規則」という。）第二十六条に規定する資格を有すること。

二 県税を滞納していないこと。

三 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

（入居者の決定の例外）

第三十二条 知事は、第三十六条で準用する第六条の規定にかかわらず、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、特定優良賃貸住宅規則第二十九条に定めると

ころにより、入居者を決定することができる。

(家賃の決定及び変更)

第三十三条 特定公共賃貸住宅の家賃は、特定優良賃貸住宅規則第二十条第一項及び第二項に規定する算出方法に準じて算出した額の範囲内で、知事が定める額とする。

2 知事は、次の各号の一に該当する場合には、特定優良賃貸住宅規則第二十条及び第二十一条に規定する算出方法に準じて算出した額の範囲内において、近傍同種の住宅の家賃水準を考慮し、前項の家賃を変更することができる。

- 一 物価の変動に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。
- 二 特定公共賃貸住宅相互間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- 三 特定公共賃貸住宅について改良を施したとき。

(家賃の減額)

第三十四条 知事は、規則で定める期間に限り、特定公共賃貸住宅の入居者の家賃負担の軽減を図る必要があると認めるときは、別に定める入居者負担額まで家賃を減額することができる。

(特定公共賃貸住宅の明渡し)

第三十五条 知事は、特定公共賃貸住宅の入居者に対して、次条で準用する第二十九条第一項に定める場合のほか、第三十条に規定する住宅については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障がある場合には、当該住宅の明渡しを請求することができる。

(準用)

第三十六条 第五条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十三条まで及び第二十九条（第一項第十一号を除く。）の規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、「収入」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

第三章の二 特別賃貸住宅の管理

(入居者の資格)

第三十六条の二 特別賃貸住宅に入居しようとする者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- 一 次のいずれかの世帯に属する者であること。
 - イ 産業集積、地域振興等のために特に居住の安定を図る必要がある世帯として規則で定めるもの
 - ロ イに掲げるもののほか、子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯その他居住の安定を図る

必要がある世帯として規則で定めるもの

二 その者及び現に同居し、又は同居しようとする者（第四号において「同居者」という。）の所得が規則で定める基準に該当すること。

三 県税を滞納していないこと。

四 その者又は同居者が暴力団員でないこと。

（家賃の決定）

第三十六条の三 特別賃貸住宅の家賃は、近傍同種の家賃水準を考慮して規則で定める額とする。

2 知事は、特別賃貸住宅の入居者の家賃負担の軽減を図る必要があると認めるときは、規則で定める入居者負担額まで家賃を減額することができる。

（準用）

第三十六条の四 第五条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第二十三条まで及び第二十九条（第一項第十一号を除く。）の規定は、特別賃貸住宅について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「特別賃貸住宅」と、「建設された」とあるのは「設置された」と、「収入」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

第四章 社会福祉法人等による公営住宅の使用

（社会福祉法人等への使用許可）

第三十七条 法第四十五条第一項の規定により、公営住宅を使用しようとする社会福祉法人等（同項に規定する社会福祉法人等をいう。次条において同じ。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可（以下この章において「使用許可」という。）に公営住宅の管理上必要な条件を付けることができる。

（使用料）

第三十八条 使用許可を受けた社会福祉法人等（以下「入居法人」という。）は、使用許可に係る使用期間、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額の使用料を支払わなければならない。

（報告の請求）

第三十九条 知事は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、入居法人に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

（使用許可の取消し）

第四十条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、使用許可を取り消すことができる。

- 一 入居法人が使用許可の条件に違反したとき。
 - 二 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消された入居法人は、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

(準用)

第四十一条 入居法人による公営住宅の使用については、第十五条第二項、第十六条（第四項を除く。）、第十七条、第十九条、第二十条（第一項第一号を除く。）及び第二十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「入居法人」と読み替えるものとする。

第五章 駐車場の管理

(駐車場の使用許可)

第四十二条 県営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下単に「駐車場」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(駐車場使用者の資格)

第四十三条 駐車場を使用することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- 一 県営住宅の入居者（入居法人を含む。以下この章及び次章において「入居者」という。）又は同居者であること。
- 二 入居者又は同居者が、自ら使用する自動車を保管するため駐車場を必要としていること。

(駐車場の使用料)

第四十四条 第四十二条の許可（次条において「使用許可」という。）を受けて駐車場を使用する入居者は、一台当たり月額千六百五十円（知事が別に定める駐車場にあつては、三千三百円）を使用料として納入しなければならない。

- 2 入居者が、月の途中で前項の使用を始め、又は使用を終えた場合の使用料の額は、同項に規定する額とする。
- 3 入居者は、毎月末（月の途中で使用しなくなるときは、使用しなくなる日）までにその月分の使用料を納入しなければならない。
- 4 知事は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(許可の取消し等)

第四十五条 知事は、駐車場を使用する者が次の各号の一に該当する場合には、使用許可を取り消

することができる。

- 一 不正の行為により使用許可を得たとき。
- 二 第四十三条に規定する資格を失ったとき。
- 三 正当な事由なく前条の使用料を納入しないとき。
- 四 その他駐車場の管理上必要があるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

第六章 補則

(住宅監理員及び住宅管理人)

第四十六条 知事は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、住宅監理員を置くものとする。

- 2 知事は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。
- 3 住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告その他入居者との連絡に関する事務を行なう。
- 4 前三項に規定するもののほか、住宅監理員及び住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(検査)

第四十七条 入居者は、県営住宅を明け渡そうとするときは、すみやかにその旨を知事又は住宅監理員に届け出てその検査を受けなければならない。

第四十八条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、その職員をして県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第一項の規定により検査に当る職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(管理の特例)

第四十九条 知事は、法第四十七条第一項の規定により、公営住宅又は共同施設の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。以下この条において同じ。）を市町村又は岐阜県住宅供給公社に行わせるものとする。

- 2 前項の規定により市町村又は岐阜県住宅供給公社が公営住宅又は共同施設の管理を行う場合に

において、知事に代わつて行うことができる権限は、次に掲げるとおりとする。

- 一 第五条第二項及び第七条第一項の規定により入居者を公募し、又は第八条の規定により特定の者を公営住宅に入居させること。
 - 二 第六条第二項及び第七条第二項の規定により実情調査を行い若しくは入居者を決定し、又は第九条の規定により入居者に通知すること。
 - 三 第十条第二項の規定により期間を延長すること。
 - 四 第十一条の規定により入居者の決定を取り消すこと。
 - 五 第十二条第一項の規定により入居日を通知し、又は同条第三項の規定により期間を延長すること。
 - 六 第二十条第一項の規定により届出を受理し、又は同条第二項の規定により承認をすること。
 - 七 第二十一条から第二十三条までの規定による入居者又は同居者に対する承認をすること。
 - 八 第二十六条第一項の規定により高額所得者に対し明渡しを請求し、又は同条第三項の規定により期限を延長すること。
 - 九 第二十六条第一項の規定による明渡しの請求に関し入居者の収入の状況について報告を求め、又は書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること。
 - 十 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求すること。
 - 十一 第四十六条第一項の規定により住宅監理員を置くこと。
- 3 第一項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を市町村又は岐阜県住宅供給公社に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第五条第一項及び第二項、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条、第九条、第十条第二項、第十一条、第十二条第一項及び第三項、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項及び第二項、第二十六条第一項及び第三項、第二十九条第一項並びに第四十六条第一項及び第二項中「知事」とあるのは「市町村長又は岐阜県住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定)

第四十九条の二 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、特別賃貸住宅及びその共同施設（以下「特別賃貸住宅等」という。）の管理を知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、特別賃貸住宅等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
- 一 入居者が特別賃貸住宅等を平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
 - 二 特別賃貸住宅等の管理に関する事業計画が、特別賃貸住宅等の適正な管理のために適切なものであること。
 - 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。
- 4 第二項の規定による申請をした者が地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。
- 5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 第一項の規定により特別賃貸住宅等の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第三十六条の四において準用する第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条第一項、第十二条第一項並びに第二十条第一項並びに第四十六条第一項及び第二項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- (指定管理者の指定の取消し等)

第四十九条の三 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 特別賃貸住宅等の管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。
- 三 第四十九条の五各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

(業務の範囲)

第四十九条の四 特別賃貸住宅等の管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第三十六条の四において準用する第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条第一項、第十二条第一項並びに第二十条第一項並びに第四十六条第一項及び第二項に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 入居及び明渡しの手続に関すること。
- 二 家賃の収納に関すること。
- 三 特別賃貸住宅等の維持管理に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

(管理の基準)

第四十九条の五 指定管理者が行う特別賃貸住宅等の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、特別賃貸住宅の入居者に対する適切なサービスの提供及び特別賃貸住宅等の適切な維持管理を行うこと。
- 二 特別賃貸住宅等の管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

(事業計画書の提出等)

第四十九条の六 指定管理者は、毎事業年度、特別賃貸住宅等の管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第四十九条の七 指定管理者は、やむを得ない理由により特別賃貸住宅等の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(公示)

第四十九条の八 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第四十九条の二第三項の規定による指定をしたとき。
- 二 第四十九条の二第五項の規定による届出があつたとき。
- 三 第四十九条の三の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の承認をしたとき。

(罰則)

第五十条 詐欺その他不正の行為により県営住宅の家賃（第三十八条の使用料を含む。）又は駐車場の使用料の全部若しくは一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第五十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 岐阜県県営住宅管理条例（昭和三十二年四月岐阜県条例第三号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

付 則（昭和三十七年十二月二十七日条例第四十六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際既にこの条例による改正前の条例第十九条第二号の規定による届出をした者については、この条例による改正後の条例第十九条第二項の規定による承認を受けたものとみなす。

付 則（昭和三十九年三月二十四日条例第二十二号）

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

付 則（昭和四十一年三月二十二日条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四十二年七月二十日条例第三十二号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既にこの条例による改正前の岐阜県県営住宅条例第七条の規定による入居補欠者は、この条例による改正後の同条例第八条第一項の規定による補充入居者とみなす。

付 則（昭和四十三年八月十二日条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月二十八日条例第十八号）

改正

昭和四九年三月二九日条例第二〇号

昭和五〇年三月二五日条例第一六号

昭和五二年三月三〇日条例第一四号

昭和五七年一二月二五日条例第二七号

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年三月二十日条例第十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年三月三十一日条例第十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年三月三十日条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月二十九日条例第二十号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和四十九年十二月二十六日条例第四十六号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、尾崎住宅について既に行われた手続その他の行為は、改正後の岐阜県県営住宅条例及びこれに基づく規則の規定により行われた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和五十年三月二十五日条例第十六号）

1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和五十二年三月三十日条例第十四号）

1 この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 岐阜県県営住宅条例の一部を改正する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和五十四年三月二十二日条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年十月九日条例第三十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十五日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月二十九日条例第十三号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の表及び同条第二項の改正規定は、

昭和六十三年八月一日から施行する。

附 則（平成三年七月十六日条例第二十一号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三年十月一日から施行する。（後略）

（岐阜県県営住宅条例の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この条例による改正後の岐阜県県営住宅条例第十八条の二第一項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成七年七月五日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二十五日条例第五号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年十月八日条例第十九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の規定に基づいて供給された公営住宅（次項において「旧法住宅」という。）に入居している者の平成十年度から平成十二年度までの家賃の額は、その者に係る改正後の岐阜県県営住宅条例（以下「新条例」という。）第十三条第一項本文又は第十四条若しくは第二十八条の規定による家賃の額が改正前の岐阜県県営住宅条例（以下「旧条例」という。）第十三条又は第十四条の規定による家賃の額を超える場合にあつては新条例第十三条第一項本文又は第十四条若しくは第二十八条の規定による家賃の額から旧条例第十三条又は第十四条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第十三条又は第十四条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第二十五条若しくは第二十七条第一項又は第十四条若しくは第二十八条の規定による家賃の額が旧条例第十三条又は第十四条の規定による家賃の額に旧条例第二十二条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあつては新条例第二十五条若しくは第二十七条第一項又は第十四条若しくは第二十八条の規定による家賃の額から旧条例第十三条又は第十四条の規定による家賃の額

及び旧条例第二十二條の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第十三條又は第十四條の規定による家賃の額及び旧条例第二十二條の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成十年度	〇・二五
平成十一年度	〇・五
平成十二年度	〇・七五

3 施行日において現に旧法住宅に旧条例第十九條第一項の規定により知事に届け出て同居している者は、新条例第二十一條の承認を受けたものとみなす。

4 施行日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十七日条例第六十八号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八條中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日条例第六十二号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月十八日条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日条例第三十六号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月十日条例第五十四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四十九條の次に七條を加える改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前から引き続きソピア・フラッツに入居している者については、施行日において、改正後の第三十六條の四において準用する第六條第二項の規定による入居者の決定がなされ、かつ、

改正後の岐阜県公営住宅条例の規定により入居した者とみなす。

- 3 前項の場合において、当該入居している者は、別に知事が通知する期間内に、連帯保証に係る請書の提出、敷金の納入その他改正後の岐阜県公営住宅条例において入居者が行うべき必要な手続に相当すると知事が認める手続を履行しなければならない。

(準備行為)

- 4 改正後の第四十九条の二第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、附則第一項ただし書に規定する施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成二十四年十月二日条例第七十号)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百九十一号）附則第五条各号に掲げる者に係る改正後の第二十四条第一項及び第二十五条の規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間は、同項中「第四条第一号イからハまでに規定する金額」とあるのは「二十六万八千円（公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百九十一号）による改正前の令第八条第一項第三号に掲げる場合にあつては、二十万円）」と、第二十五条中「令第八条第二項」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百九十一号）による改正前の令第八条第二項」と読み替えるものとする。

附 則 (平成二十六年三月二十日条例第九号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日条例第三十五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公営住宅に入居している者の家賃の算定の基礎となる収入の計算については、平成二十九年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の岐阜県公営住宅条例（次項において「新条例」という。）第二条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る新条例第四条第一号に規定する収入の条件は、新条例第二条第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十二条第一項に規定する事由がある場合にお

いて同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る新条例第四条第一号に規定する収入の条件についても、同様とする。

附 則（平成二十八年十二月二十日条例第六十号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成二十九年一月規則第二号で、同二十九年一月四日から施行）
- 2 この条例の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る公営住宅の入居者の資格については、改正後の岐阜県公営住宅条例第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十二條第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る公営住宅の入居者の資格についても、同様とする。

附 則（平成二十九年十月十八日条例第四十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月十九日条例第四十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第十三条第一項及び第十八条第一項から第三項までの改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、第二十四条第一項の改正規定（「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める部分に限る。）並びに第二十四条第二項及び第二十五条の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に公営住宅に入居している者に係る収入超過者の認定の基準については、平成三十年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の岐阜県公営住宅条例（次項において「新条例」という。）第二十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る収入の条件については、新条例第四条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十二條第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公

営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の条件についても、同様とする。

附 則（平成三十年三月二十二日条例第三十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十七日条例第五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和元年十二月二十四日条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年十月十一日条例第二十八号）

- 1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県営住宅条例（以下「新条例」という。）第十条第一項第一号（新条例第三十六条及び第三十六条の四において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第九条（新条例第三十六条及び第三十六条の四において準用する場合を含む。）に規定する入居者の決定及び新条例第二十二条第二項（新条例第三十六条及び第三十六条の四において準用する場合を含む。）に規定する入居の承継の承認がされた者について適用する。